

作成日 令和6年6月18日

令和6年度 施行

戸籍情報システム改修委託—通知機能改修

(住民税務課住民窓口係)

公示用

戸籍情報システム改修委託—通知機能改修

項目	単価	数量	単位	金額	摘要
戸籍情報システム読み仮名対応ソフトウェア		1	式		
要件定義		1	人工		
システム構築設計		1.5	人工		
現地適用		2	人工		
小計					
再計					
消費税 10%					
合計					

戸籍情報システム改修作業仕様書

1. 目的

この仕様書は、芽室町（以下、「甲」という）の戸籍情報システムに対して、富士ファイルシステムサービス株式会社（以下、「乙」という）が、法務省より発出された「戸籍副本データ管理システムに係る戸籍情報システム要件定義書」、「戸籍情報システム標準仕様書」及び戸籍情報連携システムとの連携に係る「戸籍情報連携システム外部インターフェイス仕様書」に対応するために必要となる戸籍への「振り仮名を通知するための機能」の対応に必要なシステム開発を行い、甲の戸籍情報システムに開発したソフトウェアを適用する作業（以下、「本業務」という）を行うために必要な事項を定めるものとする。

2. 作業期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日までとする。

3. 作業場所

甲の指定する場所及び乙の指定する事業所内

4. 作業内容

(1) 要件定義

システム改修業務全般における甲と乙の作業役割や作業要件について、定義する。今後、所管省庁より提示されることが予測される仕様書等について、その内容の精査及びそれに付随して必要となる要件定義を実施する。

(2) システム構成設計

甲の戸籍情報システムの環境にあわせたシステム構成設計にもとづく作業計画及び調整を行う。

(3) 現地適用作業

甲の戸籍情報システムへのソフトウェアのインストール作業、動作確認や改修内容の説明等を実施する。

5. 再委託等/作業の履行等

(1) 乙は、作業の一部を甲との協議のうえ、書面による承諾を得た場合は、第三者に履行させることができるものとする。

(2) 乙が第三者に作業の一部を請け負わせる場合、乙は甲に対し、当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

6. 管理及び秘密の保持

乙は、本業務の実施に際して、次のことを厳守しなければならない。

(1) 本業務に於いて取扱うデータおよび書類は、重要なものであるから、原文書の取扱いは勿論のこと、その他中間成果分も含め、その管理を十分にし、乙の従業員に対して、この取扱いの重要性を十分に認識させ、業務全般に支障がないように配慮するものとする。

(2) 本業務に当たっては、誠実、正確かつ迅速を旨とし、知り得た秘密は、第三者に漏らしてはならない。

7. その他

(1) 本業務は令和6年1月18日に法務省より発出された『社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るものに限る。）実施要領』「1. 補助対象経費」「(3) 職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能の整備」に記載された機能に対応するものとする。

(2) 今後提示される所管省庁からの仕様書等の提示により、システム改修範囲を大きく修正する必要がある場合には、その対応について甲乙で協議の上、決定するものとする。

(3) 本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、甲乙協議の上決定するものとする。